

事務連絡
平成22年6月10日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

院内感染対策のための中小規模の医療施設向けのサーベイランス手順書案および中小病院
における効果的感染制御策（映像資料）のホームページ掲載について

院内感染対策については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10及び医療法
施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号の規定等に基づく院内
感染防止体制の徹底について、管下の医療施設に対する周知及び指導をお願いしているこ
ろです。医療資源の限られた中小規模の医療施設でも、その規模や施設機能の特性に応じた
院内感染の発生状況を定常的に把握し、適切に院内感染対策を行う体制の確保が望まれます。

今般、こうした取り組みに資するものとして、別添の通り、平成21年度厚生労働科学研
究補助金（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）「医療機関における感染症伝
播に関する研究」（主任研究者：切替照雄 国立国際医療センター 感染制御研究部長）の
成果として、「中小規模施設向けサーベイランス手順書案」がとりまとめられ、また厚生労
働科学研究補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における安全性（感染制御
策）の質向上をはかるための総合的研究」（主任研究者：小林寛伊 東京医療保健大学学長）
において「中小病院における効果的感染制御策－ラウンドに行って現場を知ろう－」（映像
資料）がとりまとめられたのでお知らせします。

貴課におかれましては、管下の中小規模医療施設に対し、別添資料を周知するとともに、
当該資料の他、関係法令、通知等を参考に院内感染防止体制の徹底について指導いただきま
すようよろしくお願いいたします。

当該資料については、当面院内感染対策サーベイランス事業ホームページ
（<http://www.nih-janis.jp/>）において最新版が入手可能であり、記載されている内容は適時
見直しされる予定です。映像資料については、厚生労働省動画チャンネル「YouTube」
<http://www.youtube.com/MHLWchannel> で閲覧可能です。



(留意事項) 本事務連絡の内容について、貴管下の中小医療施設の管理者、医療安全管理者、院内感染対策担当者等に対し、周知されるようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省医政局指導課 馬場

電話：03-3595-2194

FAX：03-3503-8562

